

令和 8 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
保険年金課	令和 8 年度 子ども子育て支援法等改正対応業務（国民健康保険）	令和 8 年 4 月 1 日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 1 月 31 日	1,320,000	子ども子育て支援法等改正に伴い令和 8 年 4 月より国民健康保険料に子ども子育て支援金が新たに賦課されることに関する基幹系システムの改修	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	本業務は子ども子育て支援法等改正に伴う子ども子育て支援金賦課に関する所要のシステム改修を行うものです。 現在、国民健康保険の賦課計算は基幹系システムで行っており、システム保守事業者である日本電子計算株式会社以外のメーカーが改修等を行うことは不可能です。 以上のことから地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者と随意契約を希望します。
保険年金課	令和 8 年度後期高齢者システム稼働メンテナンス業務	令和 8 年 4 月 1 日	富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	9,867,000	MCWEL 後期高齢者システムの運用保守	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	本契約は、平成 2 0 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度における本市の後期高齢者システムの稼働メンテナンスを委託するものです。 本契約における後期高齢者医療のシステムは富士通製のパッケージシステム（MCWEL 後期高齢者システム）を使用していることから、システム開発業者かつ著作権を有する業者であり他者が保守・改修等を行うことは不可能です。 つきましては、富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）に随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による）を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 RSウイルスワクチン定期予防接種業務（市外医療機関）	令和 8 年 4 月 1 日	赤井マタニティクリニック、葵阪会、平治会、平成会、船内クリニック、ペルランド総合病院、大阪府立病院機構	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	2,196,570	本市民で、市外医療機関で出産を予定している者について、市外医療機関で接種してもらうことで、安全性及び利便性を図る観点から委託契約を締結するものです。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	市外医療機関で出産を予定している者については、妊娠出産の経過を把握しているかかりつけ医での接種が安全で望ましいため。
健康づくり推進課	令和 8 年度 定期予防接種業務（富田林医師会）	令和 8 年 4 月 1 日	一般社団法人 富田林医師会	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	269,695,574	予防接種法に基づく定期接種において、富田林医師会管内実施医療機関での接種の安全性及び利便性を図る観点から委託契約を締結するものです。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	本市が実施する定期予防接種は、被接種者の利便性、安全性及び接種率向上等の観点から、個別接種で実施しております。これは、かかりつけ医として、普段の体調を把握している富田林医師会管内の各医療機関での接種が望ましいからです。したがって、近隣の各医療機関が会員として加入している一般社団法人富田林医師会と随意契約をするものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 定期予防接種業務（市外医療機関）	令和 8 年 4 月 1 日	近畿大学病院、河内長野市医師会、大阪狭山市医師会、大阪南医療センター、輝優会、大阪府立病院機構大阪母子医療センター	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	19,617,561	本市民で、市外に主治医のある者、在宅医療が必要な者で市外医療機関の往診を受けている者について、安全性及び利便性を図る観点から委託契約を締結するものです。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	富田林市外に主治医のある者、在宅医療が必要な者で市外医療機関の往診を受けている者について、安全性及び利便性を図る観点から委託契約を締結しているため
高齢介護課	令和 8 年度 介護保険システム稼働メンテナンス業務	令和 8 年 4 月 1 日	富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	14,223,000	既存の「介護保険システム」の年間運用保守及び運用支援の業務を行うもの。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
健康づくり推進課	令和 8 年度 妊婦歯科健康診査業務	令和 8 年 4 月 1 日	一般社団法人 富田林歯科医師会	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	1,698,840	早産などを予防し、妊婦や生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図ることを目的に妊娠中に実施する歯科健診です。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	本市が行う健康診査は、その大部分を受診者の利便性及び受診率向上等の観点から、市内の医療機関での個別受診で実施しております。妊婦歯科健康診査も同様に市内の医療機関での実施が望ましいため、市内の各医療機関が会員として加入している一般社団法人富田林歯科医師会と随意契約をするものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診業務	令和 8 年 4 月 1 日	公益財団法人 大阪府保健医療財団	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	12,334,300	がんミニドックにおける胃がん検診（予診及び胃部エックス線間接撮影検査）、レディース検診における乳がん検診（マンモグラフィ検査）及び子宮頸がん検診（内診及び子宮頸部細胞診検査）を実施する。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	本市保健センターでは、がん予防と早期発見を目的として、胃・乳・子宮頸がん検診を実施している。これらの検診事業において、精度の高い検診体制を維持する必要がある、検診車両や専門技師の派遣を含む体制が不可欠である。公益財団法人大阪府保健医療財団は検診業務の実施主体であり、内部に精度管理センターを併設し、精度管理を一体的に実施できる。また、技術的な相談を含め、精度管理に関する綿密な連携が可能であり、これらの点から、本市で検診事業を安定的、効果的に実施するには、同財団による業務の履行が最も適切であり、他の事業者では同等の体制・実績・連携が見込めないことから、特命随意契約を行うものである。
健康づくり推進課	令和 8 年度 乳がん検診（個別）業務	令和 8 年 4 月 1 日	大阪府済生会富田林病院・PL 病院・いぬいクリニック	令和 8 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 31 日	12,851,110	4 0 歳以上の富田林市民の女性を対象に乳がん検診（問診及びマンモグラフィ検査）を実施する。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	当市が基準として考えている NP0 法人日本乳がん検診精度管理中央機構の定める一定の基準及び評価を満たす読影認定医師、読影認定診療放射線技師、施設画像認定施設を全て満たす市内医療機関が、大阪府済生会富田林病院、PL 病院といぬいクリニックしかありません。以上の理由により、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、大阪府済生会富田林病院、PL 病院及びいぬいクリニックと随意契約をするものです。

令和 8 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	令和 8 年度 富田林市セット健診業務	令和 8 年 4 月 1 日	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会富田林病院	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	9,887,760	セット健診は、満40歳以上の市民を対象に、がん検診（胃・肺・大腸がん検診）及び特定健診などを大阪府済生会富田林病院健診センターにおいて同時実施する。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	大阪府済生会富田林病院は、年間を通して肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診を同時に実施できる、市内でも数少ない医療機関です。市としても、がん検診の受診を推進している中で、できるだけ多くの市民が受診できるように受け入れられる医療機関を確保するものです。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、大阪府済生会富田林病院と随意契約をするものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 乳がん検診（集団）・結核・肺がん検診（集団）業務	令和 8 年 4 月 1 日	一般財団法人 大阪府結核予防会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	4,458,080	集団検診であるがんミニドックにおける肺がん検診（胸部レントゲン撮影）、乳がん検診におけるマンモグラフィ検査を実施する。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	平成 5 年度より結核・肺がん検診（集団）、平成 1 6 年度より乳がん検診（集団）を実施していますが、この検診に必要な人員・検診器具等を用意できる業者は多くありません。検診という事業の性質上、委託する業者の実績及び信頼性は必要不可欠で、一般財団法人大阪府結核予防会は、検診事業を数多くの市町村で実施しており実績及び信頼性があります。以上の理由により、一般財団法人大阪府結核予防会と随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 成人歯科健診、後期高齢者歯科健診業務	令和 8 年 4 月 1 日	一般社団法人 富田林歯科医師会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	1,357,970	成人歯科健診は、受診日に満20、30、40、50、60、70歳の富田林市民を対象に、また、後期高齢者歯科健診は、満75歳以上の富田林市民でかつ生活保護世帯など医療保険未加入者を対象に、問診や口腔内診査を実施する。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	当業務は、歯科医院（歯科医師）でなくては実施することができません。本市では歯科医院において、個別健診にて同業務を実施していますので、市内歯科医院が会員である一般社団法人富田林歯科医師会と随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 大腸がん検診業務	令和 8 年 4 月 1 日	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会富田林病院	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	1,231,200	集団検診であるがんミニドックにおいて満40歳以上の市民を対象にした大腸がん検診（便潜血検査）を実施する。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院は、大腸がん検診を集団検診と同時に年間通して実施し、随時検体提出可能な市内唯一の医療機関です。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、大阪府済生会富田林病院と随意契約をするものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査及び請求に係る診査事務業務	令和 8 年 4 月 1 日	一般社団法人 大阪府助産師会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	1,138,300	妊産婦に対する健康診査、乳児に対する新生児聴覚検査及び請求に係る審査事務業務を受注者に委託するものです。この健康診査業務については、受注者は受注者の会員で妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査を受託する助産所の代理人として契約を締結するものです。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	妊産婦・乳児の利便性を目的とし、大阪府下全域の助産所で妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査を受診できる体制を整備するためには、大阪府下全域の多くの助産所が会員となっている一般社団法人大阪府助産師会と契約することが最善の方法であるため、上記相手方との随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査、乳児後期健康診査及び請求に係る診査事務業務	令和 8 年 4 月 1 日	一般社団法人 大阪府医師会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	71,448,723	妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査、乳児後期健診及び請求に係る審査事務業務を委託するものです。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	妊産婦・乳児の利便性を目的とし、大阪府下全域の医療機関で妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査及び乳児後期健康診査を受診できる体制を整備するためには、大阪府下全域の多くの医療機関が会員となっている一般社団法人大阪府医師会と契約することが最善の方法であるため、上記相手方との随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 乳幼児健康診査（集団健診）業務	令和 8 年 4 月 1 日	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会富田林病院、 医療法人宝生会 P L 病院	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	2,220,700	母子保健法第 1 2 条及び第 1 3 条に基づく健康診査を実施するにあたり、小児科診察が必要であるため、委託契約を締結するものです。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	母子保健事業における健康診査を実施するには、小児科診察が必須であり、富田林医師会に医師の出務を依頼して実施していますが、富田林医師会会員の個人の小児科医だけでは人数が少なく実施が困難です。不足分を補い、医師が出務できる市内の医療機関は、上記2機関しか存在しないため、上記相手方との随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 個別検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診）業務	令和 8 年 4 月 1 日	公益財団法人 大阪府保健医療財団、一般財団法人 大阪府結核予防会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	2,448,160	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充の施策として、富田林市外で最大5つのがん検診を一度に受けることができる個別検診を業務委託先医療機関にて個別で実施する。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	委託先である公益財団法人大阪府保健医療財団と一般財団法人大阪府結核予防会、府下市町村の多くが委託しており、国の対策型検診の精度管理に長け、要精密検査者のフォローや追跡調査についても実績及び信頼性があります。一般に人間ドック等実施している他の市外医療機関や検診機関では、このような実質を維持することは難しい状況です。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 肺がん検診・結核健診業務（新堂診療所）	令和 8 年 4 月 1 日	医療法人 同愛会新堂診療所	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	1,063,350	個別検診として肺がん・結核の早期発見のため、問診、胸部エックス線検査（直接撮影）を行う。	地方自治法施行 令第167条の2 第1項第2号	新堂診療所は、個別検診において肺がん検診を年間通して受託し、肺がん診断に的確な胸部エックス線検査の画質の評価、それに基づく指導を行える市内の医療機関です。地域住民の利便性及び受診者の継続的な健康管理から考えて、同診療所を運営する上記業者と随意契約をするものです。

令和 8 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
保険年金課	特定健康診査受診勧奨業務（大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業）	令和8年4月1日	株式会社 NTTデータ関西	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	6,662,920	令和元年度より、大阪府は、「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」に基づき、株式会社NTTデータ関西と契約しておおさか健康マイレージ「アスマイル」を府民向けに提供しています。本市でも、これに附属する「アスマイル市町村オプションサービス」を活用し、令和5年度以降に特定健康診査を受診した富田林市国民健康保険被保険者へポイントを付与を行い特定健診受診率向上を目指します。このポイント付与・交換に関するサービスを利用するものです。 ①利用料金 325,000円（月額）×1.1×12ヶ月＝4,290,000円 ②ポイント原資 2,200,000円 ③ポイント手数料 172,920円×1式＝172,920円 ①～③ 計6,662,920円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府の実施する業務に、市町村オプションサービスを追加するもので、他社が実施することができないため。
保険年金課	令和8年度 国民健康保険総合健康診断業務（年間単価契約） 社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会富田林病院	令和8年4月1日	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会富田林病院	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	8,431,742	人間ドックの実施に係る費用助成 積算 【一般】 18,843円×169人＝3,184,467円 【一般+婦人科】 19,943円×50人＝997,150円 【一般+脳ドック】 33,693円×90人＝3,032,370円 【一般+婦人科+脳ドック】 34,793円×35人＝1,217,755円 【合計】 8,431,742円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市内において、脳ドック及び婦人科検診を併せて実施できる人間ドック実施機関は、大阪府済生会富田林病院及び医療法人宝生会PL病院に限られています。このため、本市が補助を行う人間ドック（基本健診・脳ドック・婦人科検診）を実施可能な市内健診機関として、当該医療機関と契約を締結するものです。なお、医療法人宝生会PL病院との契約については、別途起案を予定しています。
保険年金課	令和8年度 国民健康保険総合健康診断業務（年間単価契約） 医療法人宝生会 PL病院	令和8年4月1日	医療法人宝生会 PL病院	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	13,198,295	人間ドックの実施に係る費用助成 積算 【一般】 18,843円×320人＝6,029,760円 【一般+婦人科】 19,943円×100人＝1,994,300円 【一般+脳ドック】 35,343円×100人＝3,534,300円 【一般+婦人科+脳ドック】 36,443円×45人＝1,639,935円 【合計】 13,198,295円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市内において、脳ドック及び婦人科検診を併せて実施できる人間ドック実施機関は、医療法人宝生会PL病院及び大阪府済生会富田林病院に限られています。このため、本市が補助を行う人間ドック（基本健診・脳ドック・婦人科検診）を実施可能な市内健診機関として、当該医療機関と契約を締結するものです。なお、大阪府済生会富田林病院との契約については、別途起案を予定しています。
高齢介護課	令和8年度 富田林市定点型介護予防教室業務	令和8年4月1日	街かどデイハウスひまわり運営委員会、特定非営利活動法人きんきうえぶ	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	2,400,000	高齢者の介護予防と生きがいの増進並びに社会参加を促進し、高齢者ができる限り要介護状態になることなく可能な限り地域において自立した生活を営むことができるように支援するとともに、介護予防・認知症予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動の育成を目的に街かどデイハウスなどを活用して実施する介護予防教室業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、「介護予防教室」を街かどデイハウス等を利用し定期的に定点で実施するものです。街かどデイハウスの今後のあり方検討会において、大阪府が中心となり介護予防事業への取組みが進められています。本市において介護予防トレーナー等が配置されている事業所は左記2事業所のみであることから、左記事業所と街かどデイハウスの委託契約の締結を希望します。
高齢介護課	令和8年度 富田林市一般介護予防通所型介護予防事業（物忘れ予防教室）	令和8年4月1日	一般財団法人 富田林市福祉公社	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,366,926	以下の通所型介護予防事業を実施する。 ・「物忘れ予防教室」 認知症予防の普及・啓発を目的に、認知症予防のプログラムやそれに関連する運動、栄養、口腔、音楽プログラムを実施する。1クール4回、年間3クール開催。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は認知症の予防を目的に実施する専門性の高い事業であり、対象者が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業である。又、プログラムの内容は認知機能テストや講話、運動指導等多岐に渡り、それぞれに専門性が求められる。本事業は専門性と安全で効果的な教室運営ができ、また本市地域包括支援センターと連携した教室運営が実施できるのは、本市内に拠点と専門的な人材を持つ上記事業者のみである。
高齢介護課	令和8年度富田林市介護予防・健康ポイント事業システム使用	令和8年4月1日	株式会社 きずなサービスセンター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,438,800	「富田林市介護予防・健康ポイント事業」において使用する活動量計に蓄積されたデータをフェリカリーダーを用いて読み込んでサーバーに保存し、各参加者がインターネット上で蓄積データを閲覧できる環境を整備し、また指定の条件を満たす場合にポイントを付与するシステムを維持・管理する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「富田林市介護予防・健康ポイント事業」において、令和2年度から継続して使用しているシステムである。現在事業で使用している活動量計、体組成計、及びフェリカリーダーを用いて事業を運営できるシステムを取り扱うのは、左記事業者以外には存在しないため、随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和8年度 健康診査・がん検診事業に係る業務	令和8年4月1日	一般社団法人 富田林医師会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	93,273,990	個別検診として、地域の医療機関にて基本健康診査（40歳以上医療保険未加入者、若年層）、心電図検査、眼底検査、追加項目検査（貧血検査等含む）、肝炎ウイルス検査（B・C型）、骨密度検査、子宮頸がん検診（頸部・体部）、大腸がん検診、胃内視鏡検診を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市が行う健康診査・がん検診事業はその大部分を受診者の利便性及び受診率向上等の観点から、市内の医療機関における個別受診で実施しております。これは、かかりつけ医として普段から受診し、受診者の体調や過去のデータを把握している医療機関での受診が望ましいからです。したがって、本市内及び近隣町村の医療機関が会員として加入している一般社団法人富田林医師会と随意契約をするものです。

令和 8 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
高齢介護課	令和 8 年度 富田林市在宅介護支援センター業務	令和8年4月1日	きし、富田林東部在宅介護支援センター、春の家、錦織荘、さえずり、寿里苑夢の杜	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	2,983,440	介護保険の「包括的支援事業」を住民の利便性を考慮し、効果的・効率的に実施するため地域包括支援センターの協力機関として連携し、地域住民に対して、相談対応や訪問活動を行い、対象者ニーズへの対応や評価等の適切な支援を行う業務。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本委託業務については、夜間相談にも対応する必要がある、富田林市在宅介護支援センター運営実施要綱において、終日にわたって機能する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等に併設しているか、特別養護老人ホーム等による後方支援体制が確保されているものと定めています。従前から地域の高齢者福祉の相談窓口となり、市の福祉施策の推進に寄与してきた実績のある法人であり、適切且つ効果的な遂行が可能と考えます。
健康づくり推進課	令和 8 年度 任意予防接種費用助成事業の実施に関する業務（富田林医師会）	令和8年4月1日	一般社団法人 富田林医師会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	1,342,000	富田林市任意予防接種費用助成要綱（平成 2 6 年 1 0 月 1 日付要綱第 8 7 号）に基づき行う任意接種について、富田林医師会管内実施医療機関との請求・支払い等の取り交わしについて合意書を交わすものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林医師会では、予防接種に関する定期的な研修を実施し、安全かつ確実な接種体制を構築しており、定期接種と任意接種が混在する本市制度にも精通しています。加えて、市民の利便性が高く接種率の向上も見込まれることから、富田林医師会管内の医療機関での実施が最適と判断し、富田林医師会と契約するものです。
保険年金課	令和 8 年度 eL-QR公金収納対応業務	令和8年6月12日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	2,640,000	令和 9 年 6 月よりeL-QRを活用した公金収納の取組を開始することに伴う基幹系システムの改修	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務はeL-QRを活用した公金収納の取組を開始することにより、収納事務における振込手数料の高値止まりの抑制や事務の効率化等を図るため、システム改修を行うものです。現在、国民健康保険料の徴収事務及び収納事務は基幹系システムで行っており、システム保守事業者である日本電子計算株式会社以外のメーカーが改修等をすることは不可能であるため。
健康づくり推進課	健康管理システム特定個人情報令和8年度改版対応業務	令和8年5月22日	NECネクスソリューションズ 株式会社 関西支社	令和8年5月23日	～ 令和8年6月30日	5,737,600	健康管理システムにおける、特定個人情報令和 8 年度改版対応に係るシステム改修業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	相手方は、現在使用中のシステムを構築・カスタマイズした業者であり、システム改修を実施できる業者は他には存在しないため、相手方との随意契約を希望するものです。
健康づくり推進課	令和 8 年度 富田林産後ケア事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）業務	令和8年4月1日	一般社団法人 大阪産婦人科医会、一般社団法人 大阪府助産師会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	9,111,190	出産後1年を経過しない母親及び乳児に対し、医療機関や助産所、居宅において心身のケアや育児のサポート等を実施するものです。富田林市が委任した大阪府と大阪府内の会員が委任する大阪産婦人科医会・大阪府助産師会が契約を締結するものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪産婦人科医会、大阪府助産師会と契約を締結することで、大阪府下の広域で産後ケア事業を利用することが可能となり、利便性があがります。大阪府が設定した要件を満たした大阪産婦人科医会、大阪府助産師会に加入の実施機関に対し、特命随意契約を希望するものです。
高齢介護課	富田林市介護保険・後期高齢者医療システム標準化移行業務	令和8年5月27日	四国行政システム 株式会社	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	98,100,200	国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を令和 2 年12月25日に閣議決定し、自治体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、情報システムの標準化・共通化に取り組むこととしている。本市においては、令和 9 年 2 月15日までに介護保険システム及び後期高齢者医療システムの標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドへの対応を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	令和 8 年 4 月14日公表の指名競争入札である「富田林市介護保険・後期高齢者医療システム標準化移行業務」において、期限までに入札した者が 1 社のみであった（中止）。本業務は、介護保険ならびに後期高齢者医療業務を円滑に行うために、令和 9 年 3 月末までに終了する必要がある、再入札を行う時間的余裕がない。また、応札に応じた四国行政システム株式会社は、令和 7 年10月に実施した「富田林市自治体情報システム標準化・共通化に係る情報提供依頼（R F I）実施」において、同業務を唯一システムの提供が可能と回答した事業者である。さらに、今般、応札に応じた四国行政システム株式会社から見積を徴した結果、市の設計価格よりも安価であった。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、四国行政システム株式会社と随意契約を締結する。
高齢介護課	市立老人いこいの家機械警備（長期継続契約）	令和8年5月31日	セコム 株式会社	令和8年6月1日	～ 令和12年6月30日	3,142,370	11か所の市立老人いこいの家において、センサー等による機械警備を実施し、施設の保安管理を行うものです。異常通報に対しては現場急行の上、状況の確認及び必要な措置を講じます。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	令和 8 年 4 月 1 6 日公表の指名競争入札である「市立老人いこいの家機械警備業務（長期継続契約）（以降、本業務とする）」において、期限までに入札した者が 1 社のみであった（中止）。本業務は、老人いこいの家を安全に管理するための業務であり、令和 8 年 6 月以降も継続した警備が必要であり、再入札を行う時間的余裕がない。また、今般応札に応じたセコム株式会社から見積を徴した結果、市の設計金額よりも安価であった。さらに、セコム株式会社企業は、現在、本業務を委託しており、長年の経験と実績を有している。以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、セコム株式会社と随意契約を締結する。
高齢介護課	滞納整理システム介護後期追加対応業務（準拠版MCWEL）介護保険対応分	令和8年6月3日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	契約日の翌日	～ 令和9年3月31日	8,855,000	介護保険料の徴収を効率的に行うためのシステムを導入する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市税及び国民健康保険料の徴収業務については既上記選定業者の滞納管理システムを導入し、業務を行っている。今般、介護保険料の徴収業務に同システムを導入するにあたって、既に導入をしている国民健康保険料の同システムに介護保険料を追加することで、システムの導入費用を抑制し、国民健康保険料との将来的な一元的な管理も可能になることから、上記選定業者でなければ業務を行うことができない。

令和 8 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
保険年金課	滞納整理システム介護後期追加対応業務（準拠版MCWEL）後期高齢者対応分	令和8年6月3日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	契約日の翌日	～	令和9年3月31日	8,855,000	後期高齢者医療保険料の徴収を効率的に行うためのシステムを導入する	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市税及び国民健康保険料の徴収業務については既に上記選定業者の滞納管理システムを導入し、業務を行っている。今般、後期高齢者医療保険料の徴収業務に同システムを導入するにあたって、既に導入をしている国民健康保険料の同システムに後期高齢者医療保険料を追加することで、システムの導入費用を抑制し、国民健康保険料との将来的な一元的な管理も可能になることから、上記選定業者でなければ業務を行うことができないため。
高齢介護課	介護保険システム 令和7年度税制改正対応業務	令和8年5月20日	富士通Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	契約日の翌日	～	令和8年9月30日	7,557,000	令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴う介護保険料の算定に係るシステム改修を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は既存システムの改修であり、本システムを開発及び構築し、内容を熟知した当該業者でなければ改修目的の達成に必要な機能や要件を定義し、それを実現するための改修業務を行うことができないため。
保険年金課	保健事業システム標準化に伴うシステム更新業務	令和8年6月19日	アトラス情報サービス株式会社	契約日の翌日	～	令和8年9月30日	4,741,000	保健事業システムの標準化（健康管理）における、システム更新業務を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、保健事業システム（健康管理システム）の標準化に伴うシステム更新業務であり、システム業者のアトラス情報サービス株式会社以外に本システムの改修を行うことができないため。
健康づくり推進課	健康管理システム令和8年度保守業務	令和8年6月24日	NECネクスソリ ューションズ 株式会社 関西支社	令和8年7月1日	～	令和9年3月31日	16,038,000	健康管理システムの保守、更新、問い合わせ対応等に係る業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	相手方は、現在使用中のシステムを構築・カスタマイズした業者であり、システムに関するライセンスを所持しています。システムの保守・メンテナンス業務を実施できる事業者は、他には存在しないため、事業者との随意契約を希望するものです。
高齢介護課	令和 8 年度 高齢者歯科保健業務	令和8年4月1日	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	2,030,961	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会より歯科衛生士の派遣を受けて、オーラルフレイルの進行予防や口腔衛生状態の改善により全身のフレイル予防や生活機能の向上を目的として、高齢者個人への歯科保健指導や集団への健康教育を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、高齢者の生活機能改善や介護予防を目的にオーラルフレイルの改善（口腔衛生状態や口腔機能の改善）のプログラムを実施する専門性の高い事業であるとともに、対象者が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業です。大阪府歯科衛生士会は、歯科衛生士の人材確保と効果的な事業運営、個別支援のための人材育成に取り組んでおり、他に同様の職能団体がないことから、随意契約を希望するものです。